

令和3・4年度  
競争入札参加資格審査申請書提出要領  
【定時受付分】

徳島市上下水道局推進工事請負業者選定基準に基づき、次のとおり当局発注に係る推進工事の競争入札参加資格審査申請を受け付けます。

なお、この要領は徳島市内に本社、または本店を有する者が対象です。

### 1 申請書受付期間及び資格有効期間

申請書受付期間	令和3年1月13日～令和3年1月27日
資格有効期間	令和3年6月1日～令和5年5月31日【2年間】

### 2 提出先

【郵送の場合】

〒770-0847

徳島市幸町2丁目5番地 徳島市上下水道局

総務課契約係

【持参の場合】

徳島市徳島町城内2番地の1 徳島市中央公民館3階

上下水道局総務課契約係

### 3 提出方法

持参又は郵送（ただし、書類不備の場合は受理しません。）

(1) 持参の場合

- ・受付時間：午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までの間を除く）
- ・土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。

(2) 郵送の場合は、令和3年1月27日（水）までの消印有効となります。

### 4 提出書類

次の(1)～(5)までの書類を番号順にA4のファイル（色指定無）に綴じ、提出してください。

(1) 一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（推進工事）

(2) 推進工事業者カード

- ・推進工事实績は、申請日を基準に、直前3カ年の経営事項審査の対象となった推進工事（工事経歴書のうち、竣工した工事のみとします。）について、事業年度ごとに実績を集計し記入してください。
- ・5-(3)に記載する「推進工事等技術者一覧表」に規定する資格を有する技術者の氏名及

び保有する資格者証の番号を記入してください。

- ・特に指定のある欄以外は、税抜きの金額を記入してください。
- ・その他別添記入例により記入してください。

(3) 技術者職員資格者証の写し

- ・5-(3)に記載する「推進工事等技術者一覧表」に規定する資格のみ対象です。
- ・4-(2)の推進工事業者カードに記入した技術者の順に、資格者証の写しを並べて綴じてください。

(4) 技術者職員の健康保険被保険者証の写し

- ・4-(2)の推進工事業者カードに記入した技術者の順に、被保険者証の写しを並べて綴じてください。
- ・健康保険法をはじめとする医療保険各法が改正されたことに伴い、告知要求制限の対象となる記号・番号等はマスキングを施した写しを提出してください。

(5) 工事経歴書の写し

- ① 申請日を基準に、過去3年間の経営事項審査に添付した工事経歴書(土木一式工事のみ)のうち、推進工事に該当するものについて、注文者欄の左欄外に赤で○印を付し、付箋を貼付して提出してください。

- ・過去3年間の工事経歴書のうち、過去の推進工事に係る入札参加資格審査申請時(資格の中間期における再審査時を含む。)に工事経歴書を提出している場合は、提出済みの工事経歴書(下記②の発注者の施行証明書を含む。)の提出は不要です。

(例) 直近の経営事項審査基準日：令和2年3月31日

→審査基準日が平成31年3月31日及び令和3年3月31日の工事経歴書を過去の推進工事の徳島市における入札参加資格審査申請時に提出している場合は、提出不要。

- ② ①で○を付した推進工事については、発注者の施工証明書又は契約書の写しを添付してください。

- ・下請工事については、元請業者の施工証明又は発注書の写し等の施工が確認出来る書類を添付してください。
- ・契約書、証明書等は契約者の押印が無いもの、記載が不鮮明、不明朗なもの等については受け付けませんので注意してください。

## 5 参加申請できる者(下記の条件に全て該当する者)

- (1) 建設業法上の主たる営業所(本社等)が徳島市内にある者
- (2) 令和3・4年度の本市の競争入札参加資格有資格者名簿に土木一式工事で登録されている者のうち、本市の等級が特A級、A級及びB級の者

※ 推進工事以外の工事に関する競争入札参加資格審査申請書をあわせて提出している者については、申請日時点では等級が確定していないため、提出書類は受け付けます。

ただし、この場合において、土木一式工事が登録されなかった場合、又はその等級が

C級若しくはD級の場合は不合格となります。

(3) 次の表に掲載している推進工事等の技術者をそれぞれ1名以上、常時雇用している者

推進工事等技術者一覧表

区 分	資 格	人 数
推 進 工 事 技 術 士	① 推進工事技士	1人以上
	② 測量士	
	③ 一級土木施工管理技士	
	④ 第2種下水道技術検定合格者	
作 業 主 任 者	⑤ 地山の掘削作業主任者	
	⑥ 土止め支保工作業主任者	
	⑦ ずい道等掘削等作業主任者	
	⑧ 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	
	⑨ ガス溶接作業主任者免許を取得した者又はガス溶接技能講習修了者	
	⑩ 酸素欠乏危険作業主任者（旧第一種）又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧第二種）	
	⑪ 玉掛け技能講習修了者	

(注) 資格を併有する技術者は、それぞれの資格につき1名とみなすことができます。

## 6 特例業者

4-2)の推進工事業業者カードにおいて、推進工事实績の年間平均工事高が1千万円未満である者は、特例業者として登録されます。

特例業者に発注できる工事は、予定価格4千万円未満の工事となります。

## 7 提出書類様式のダウンロード先

徳島市上下水道局ホームページの「入札・契約情報」→「競争入札参加資格申請について」のページに掲載しています。

(アドレス)

[http://www.city.tokushima.tokushima.jp/jogesuidokyoku/business/keiyaku/shinsa\\_kyodo.html](http://www.city.tokushima.tokushima.jp/jogesuidokyoku/business/keiyaku/shinsa_kyodo.html)

※ 提出書類様式については、徳島市上下水道局においても配布しています。

## 8 申請書の受付受理書

会社の控えとして受付印が必要な場合は、各自で受理書や申請書の写し等を準備の上、上記の提出書類と一緒に提出してください。郵送により受理書等の送付を希望する場合は、切手を貼付した返信用封筒もあわせて提出してください。

## 9 資格の認定及び競争入札有資格者名簿への登載の通知

資格審査の結果、入札に参加する資格を有すると認められた者については、競争入札有資格者名簿に登載します。名簿に登載された場合は、令和3年6月に徳島市上下水道局ホームページで公表します。

## 10 変更届の提出について

推進工事の資格要件となっている技術者に退職等の異動があった場合は、必要書類を添付のうえ、すみやかに変更届を提出してください。

### 【問い合わせ先】

○徳島市上下水道局 総務課契約係

住所：〒770-0851 徳島市徳島町城内2番地1（徳島市中央公民館3階）

※庁舎移転準備のため、事務所を仮移転しています。

電話：088-623-2092

○この要領は徳島市上下水道局ホームページにも掲載されていますのでご覧ください。

上下水道局ホームページアドレス

[http://www.city.tokushima.tokushima.jp/jogesuidokyoku/business/keiyaku/shinsa\\_kyodo.html](http://www.city.tokushima.tokushima.jp/jogesuidokyoku/business/keiyaku/shinsa_kyodo.html)

（トップページ→上下水道局→事業者の皆さまへ→入札・契約情報→競争入札参加資格審査申請について）